○農林水産省告示第千三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十二年三月七日農林水産省告示第三百四十四号、平成十二年三月七日農林水産省告示第三百四十五号、平成十二年四月二十五日農林水産省告示第六百四十九号（一に係るものに限る。）

二　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

三　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

四　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

浜松市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町妻鹿野字迎平一四三一、一四三二、一四三四、一四三五、一四三六の二、一四三八の二、一四三九、一四四〇の一、一四四一の一、一四四一の二、一四四二、字迎滝一四四三、一四五一、一四五二、一四五三の一、一四五四の一、一四五六の一、一四五七から一四六〇まで、一四六一の一、一四六一の二、一四六二の一、一四六二の二、一四六三、一四六五、一四六六、一四六八の一、一四六九から一四七三まで、一四七四の一、二一四七七の一、一四七八、一四七九、一四八一、一四八二、大江字今磯東平一五〇〇、一五〇一、字小ヒワダ東平一六三二、字引尾谷一七七一の二、一七七一の四、一七七一の五、字長サコ東平一七六五、大門字平木谷八七〇の一（次の図に示す部分に限る。）、八七〇の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県別府市・杵築市・速見郡日出町（以上二市一町国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

別府市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県別府市・中津市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

別府市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

中津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁並びに関係市役所及び日出町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、佐伯市・玖珠郡九重町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁並びに佐伯市役所及び九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月二十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）